

ひたちなか市補助金等審査委員会における  
これまでの補助金等の見直しについて

平成 29 年 11 月

ひたちなか市補助金等審査委員会事務局  
(ひたちなか市総務部財政課)

## － 本 編 －

|  |            |   |
|--|------------|---|
| 1. はじめに                                  | ・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2. ひたちなか市行財政改革大綱における<br>補助金等見直しの位置付けについて | ・・・・・・・・・・ | 1 |
| 3. 「補助金等見直し」のこれまでの取組み                    | ・・・・・・・・・・ | 2 |
| 4. 補助金等審査方法                              | ・・・・・・・・・・ | 6 |
| 5. 審査件数の推移および効果                          | ・・・・・・・・・・ | 7 |
| 6. ひたちなか市補助金制度の今後の在り方                    | ・・・・・・・・・・ | 8 |
| 7. おわりに                                  | ・・・・・・・・・・ | 9 |

## － 資 料 編 －

|                       |            |     |
|-----------------------|------------|-----|
| ・ ひたちなか市補助金等審査委員会委員一覧 | ・・・・・・・・・・ | 1 1 |
| ・ ひたちなか市補助金等審査委員会設置要綱 | ・・・・・・・・・・ | 1 2 |
| ・ ひたちなか市補助金等交付基準      | ・・・・・・・・・・ | 1 4 |
| ・ ひたちなか市補助金等交付規則      | ・・・・・・・・・・ | 1 6 |

---

## 1. はじめに

---

市では、時代の変化に柔軟に対応できる行政の構築、簡素で効率的な行政運営、地方分権の推進に向けた自己決定・自己責任体制の確立等を基本方針として、「ひたちなか市行財政改革大綱」を策定し、全庁的に事務事業の見直し、定員管理の適正化、組織・機構の見直しなど、行財政改革に取り組んでいます。

その一環として、補助金等についても行政の責任分野や経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を進めるため、平成 18 年度に学識経験者、自治会活動、ボランティア活動、会計、行政の各分野から選出した識見を有する市民等で構成される「ひたちなか市補助金等検討委員会」を開催し、「ひたちなか市補助金のあり方」について提言いただくとともに、平成 19 年度からは「ひたちなか市補助金等審査委員会」に移行し、補助金等の見直しを継続的に行ってまいりました。

また、平成 20 年度には、補助金等の交付にあたっての基本的事項として「ひたちなか市補助金等交付基準」を制定し、補助金等の適正な執行に努めてまいりました。

一方で、社会経済情勢の変化に伴い、市民のニーズや地域の課題等も常に変化していることから、補助制度も恒久化することなく、その時々的情勢を反映した内容で、適正な額を補助することで最大限の効果をあげられるものでなければなりません。

このため、「ひたちなか市補助金等審査委員会」による外部審査制度導入から 10 年が経過するにあたり、これまでの補助金等見直しの経緯や成果等を総括し、引き続き補助制度の適正化を図っていくための一助とするものです。

---

## 2. ひたちなか市行財政改革大綱における補助金等見直しの位置付けについて ～抜粋～

---

### 平成 16～18 年度

○「ひたちなか市新行財政改革大綱」

- ・補助金等の整理合理化と総額抑制

「補助金等については、平成 9 年度及び平成 14 年度の総点検に引き続き、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、終期の設定・廃止・統合等による抜本的な整理合理化を図ると共に補助金等の新設は極力抑制する。」

### 平成 19～21 年度

○「第 5 次ひたちなか市行財政改革大綱」

- ・基本方向 5 自主的・自立的な財政運営の推進

(4) 補助金・負担金の見直し

「補助金等検討委員会の提言を踏まえ、補助対象事業、補助率、期間等の補助基準を見直します。」

### 平成 22～24 年度

○「第 6 次ひたちなか市行財政改革大綱」

- ・重点事項 3 自主的・自立的な財政運営の推進

③補助金・負担金の見直し

「時代の要請や市民のニーズに的確に答えているか、事業達成度・効果・経費負担のあり方等を精査し、補助金・負担金の見直しを進めます。」

### 平成 25～27 年度

○「第 7 次ひたちなか市行財政改革大綱」

- ・重点事項 2 自立した財政基盤を確立するための改革

## 補助金の見直し

### 現状と課題

「公的団体への支援や市民活動の活発化を通し、行政目的を効果的に達成するため補助金を交付している。補助金等の交付が長期化・固定化することで既得権化し、自主運営の意欲が薄れたり、公平性が失われてしまう恐れがあること、また限られた財源を有効に活用し、時代の変化に即応した新たな施策を進めるため、既存の補助金等を見直しが必要である。」

### 取組内容

補助金等審査委員会において、公益性・透明性・適正性を念頭に審査を実施する。

## 平成 28～30 年度

### ○「第 8 次ひたちなか市行財政改革大綱」

- ・重点事項 3：自立的で持続可能な財政運営を確立するための改革

### 改革課題 補助金等を見直し

#### 現状と課題

「公的団体への支援や市民活動の活発化を通し、行政目的を効果的に達成するため補助金等を交付している。補助金等（補助金、交付金、利子補給金など）の交付が長期化・固定化することで、自主運営意欲が薄れたり、公平性が失われてしまうおそれがあるため既存の補助金等を見直しが必要である。

一方、負担金等を廃止・縮減する場合、事業の継続が困難となる場合があることから、行政の責任範囲や経費負担のあり方、行政効果等について十分に検討する必要がある。」

#### 取組内容

定期的、継続的に補助金を見直していく必要があるため、交付期間 3 年を経過する案件について審査を実施し、また 3 年に 1 回一斉審査を実施する。

補助金等審査委員会の場で、自治会活動・ボランティア活動・会計・学識経験者・行政の各分野から選出した委員によって、公平性と透明性を確保しながら審査する。

補助金等の廃止、縮減に限らず、継続となったものについても、審査委員会からの意見に対し、所管課に対応策とその実践を求めていく。

---

## 3. 「補助金等見直し」のこれまでの取組み

---

### (1) ひたちなか市補助金等検討委員会の開催

#### ○平成 18 年補助金等検討委員会（6 回開催）

##### ①5 月 30 日

- ・委員委嘱式，正副委員長選出，経過説明
- ・スケジュール，検討方法調整

##### ②7 月 11 日～③8 月 30 日

- ・現状と課題について検討

##### ④10 月 3 日～⑤10 月 31 日

- ・提言のまとめ

##### ⑥11 月 28 日

- ・市へ提言書「ひたちなか市補助金のあり方」提出，意見交換
- <市への提言内容>
- ・補助金のリセット
  - ・補助金の交付期間または終期の設定
  - ・補助対象経費の範囲限定
  - ・補助金交付基準の策定及び補助率のルール設定

- ・補助効果の市全体への波及および補助団体の指導
- ・第三者機関による審査
- ・情報公開
- ・新規補助の採択

## (2) ひたちなか市補助金等審査委員会による審査経過

### ○平成19年度ひたちなか市補助金等審査委員会（12回開催）

①4月26日

- ・委員委嘱式，正副委員長選出，経過説明
- ・スケジュール，検討方法調整

②5月23日～⑨9月4日

- ・補助金等審査（167件）

⑩9月14日～⑪9月28日

- ・再審査事項及び報告書（案）協議

⑫10月16日

市へ「平成19年度補助金等審査報告書」提出，意見交換。

委員会の意見としては，審査した187件の補助金のうち，継続79件，見直し52件，廃止38件，その他18件であった。市はこの報告を受けて，平成20年度予算においては前年度予算に計上した補助金のうち22件を廃止，35件を見直して，その削減額は約5,800万円であった。

### ○平成20年度ひたちなか市補助金等審査委員会（6回開催）

①6月13日

- ・概要説明，正副委員長選出
- ・スケジュール調整

②7月15日～⑤8月26日

- ・他市町村交付基準の比較検討
- ・交付基準（案）の作成
- ・「交付基準（案）」報告書の検討

⑥10月21日

市への報告内容

採択基準や補助対象経費，補助率，交付期間等を内容とする補助金等の交付基準（案）を報告した。市はこの報告に基づいて平成21年1月20日に「ひたちなか市補助金等交付基準」を制定し，平成21年4月1日から施行した。

### ○平成21年度ひたちなか市補助金等審査委員会（1回開催）

①7月8日

- ・概要説明，正副委員長選出
- ・平成21年度ひたちなか市予算について
- ・平成21年度新規補助金について

市への報告内容

新規審査対象補助金なしにつき報告なし

### ○平成22年度ひたちなか市補助金等審査委員会（12回開催）

①5月18日

- ・概要説明
- ・スケジュール調整

②5月25日～⑩9月7日

・補助金等審査（141件）

⑪10月5日

・審査の視点、審査結果、意見の確認

⑫10月19日

市への報告内容

委員会の意見としては、審査した141件の補助金のうち、継続104件、見直し25件、廃止12件であった。

### ○平成23年度ひたちなか市補助金等審査委員会（2回開催）

①7月21日

・平成23年度ひたちなか市予算について

・平成23年度審査事項について（開催スケジュール、審査表、審査対象補助金等）

②8月10日

・補助金等審査（4件）

・審査結果にかかる意見調整

市への報告内容

委員会の意見としては、審査した4件の補助金のうち、継続4件であった。

※事務局において

・10月14日「平成23年度補助金等審査報告書（案）」作成

・10月31日「平成23年度補助金等審査報告書」作成

### ○平成24年度ひたちなか市補助金等審査委員会（2回開催）

①7月18日

・平成24年度ひたちなか市予算について

・平成24年度審査事項について（開催スケジュール、審査表、審査対象補助金等）

②7月25日

・補助金等審査（4件）

・審査結果にかかる意見調整

市への報告内容

委員会の意見としては、審査した4件の補助金のうち、継続4件であった。

※事務局において

・10月12日「平成24年度補助金等審査報告書（案）」作成

・10月26日「平成24年度補助金等審査報告書」作成

### ○平成25年度ひたちなか市補助金等審査委員会（9回開催）

①5月16日

・平成25年度ひたちなか市予算について

・平成25年度審査事項について（開催スケジュール、審査表、審査対象補助金等）

②6月25日～⑦8月28日

・補助金等審査（135件）

⑧9月12日

・審査の視点、審査結果、意見の確認

⑨9月27日

市への報告内容

委員会の意見としては、審査した135件の補助金のうち、継続104件、見直し31件、廃止0件であった。

## ○平成26年度ひたちなか市補助金等審査委員会（2回開催）

①7月25日

- ・平成26年度ひたちなか市予算について
- ・平成26年度審査事項について（開催スケジュール、審査表、審査対象補助金等）
- ・補助金等審査（3件）

②8月4日

- ・補助金等審査（2件）
- ・審査結果にかかる意見調整

市への報告内容

委員会の意見としては、審査した5件の補助金のうち、継続5件、見直し0件、廃止0件であった。

※事務局において

- ・8月27日「平成26年度補助金等審査報告書（案）」作成
- ・9月8日「平成26年度補助金等審査報告書」作成

## ○平成27年度ひたちなか市補助金等審査委員会（2回開催）

①7月23日

- ・平成27年度ひたちなか市予算について
- ・平成27年度審査事項について（開催スケジュール、審査表、審査対象補助金等）
- ・補助金等審査（2件）

②7月30日

- ・補助金等審査（3件）
- ・審査結果にかかる意見調整

市への報告内容

委員会の意見としては、審査した5件の補助金のうち、継続5件、見直し0件、廃止0件であった。

※事務局において

- ・9月8日「平成27年度補助金等審査報告書（案）」作成
- ・9月17日「平成27年度補助金等審査報告書」作成

## ○平成28年度ひたちなか市補助金等審査委員会（7回開催）

①5月31日

- ・概要説明
- ・スケジュール調整

②6月8日～⑤7月20日

- ・補助金等審査（127件）

⑥8月4日

- ・審査の視点、審査結果、意見の確認

⑦10月4日

市への報告内容

委員会の意見としては、審査した127件の補助金のうち、継続114件、見直し13件、廃止0件であった。

#### 4. 補助金等審査方法

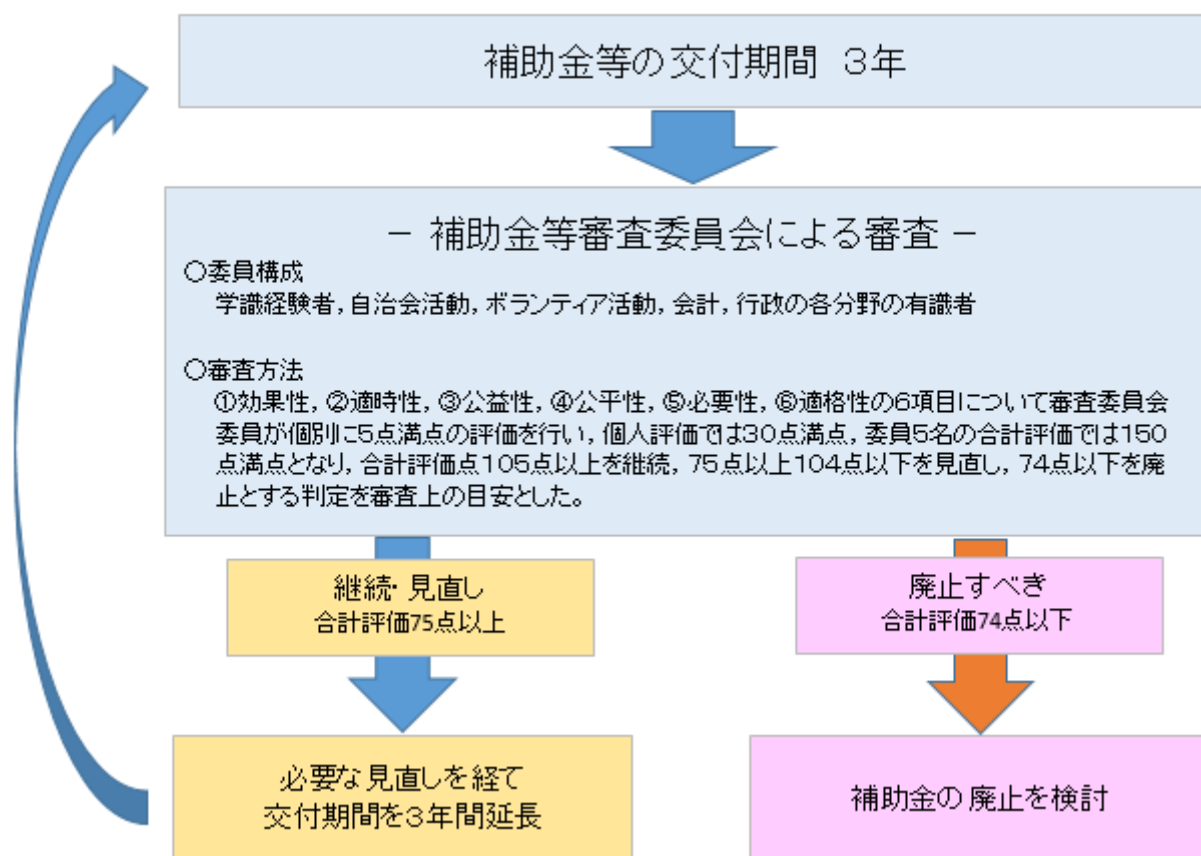
補助金等の交付期間は、「ひたちなか市補助金等交付基準」において3年を期限と定めていることから、前回審査から3年を経過したもの及び新たに設置・交付から3年目を迎える補助金等のうち、次年度以降も予算計上を予定している補助金等については、補助金等審査委員会の審査を受けることになります。

審査を経て、継続または見直しの意見が付された補助金等については、必要な見直しを行ったうえで3年間交付期間が延長されます。

一方、廃止意見が付された補助金等については、補助団体の状況なども考慮しながら、必要な調整や検討を進めます。

審査結果については、補助金等審査委員会から市へ報告がなされ、市ホームページ上で公表するとともに、次年度の予算編成にあたっては、審査結果の如何を問わず自主的な総点検を行った上で予算計上するなど、補助金等審査委員会の様々な意見が市政へ反映されることになります。

#### 補助金等審査の流れ





## 5. 審査件数の推移および効果

◆審査意見の内訳（ は一斉審査の年度）

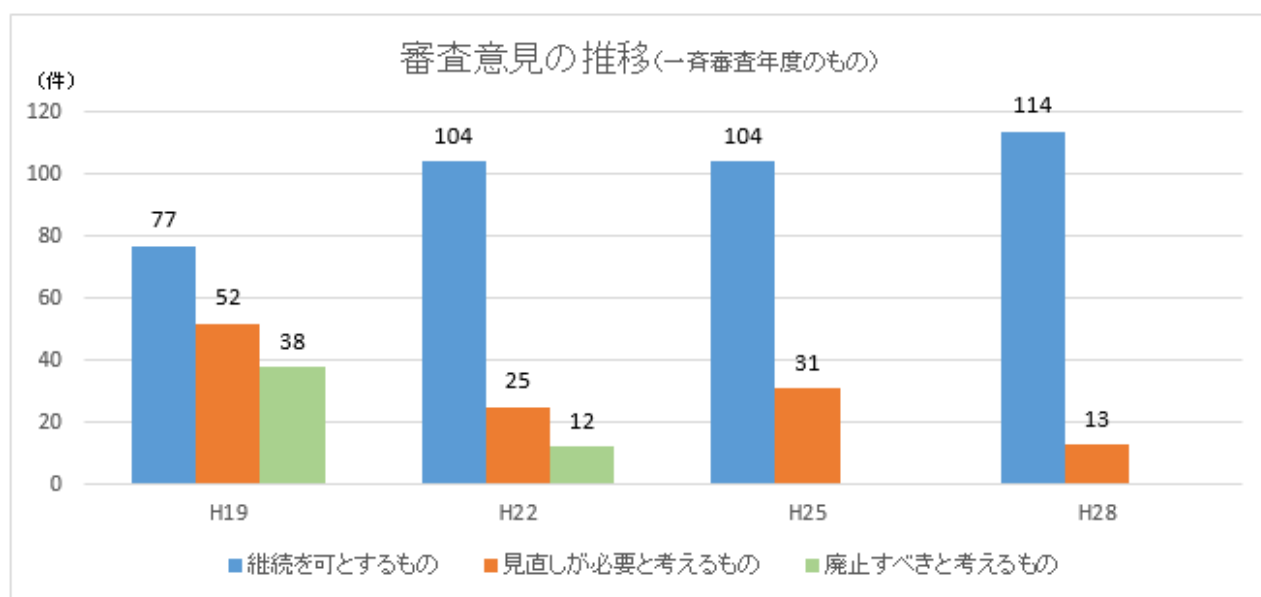
（単位：件）

| 区 分            | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 合計  |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 廃止すべきと考えるもの    | 38  |     |     | 12  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 50  |
| 見直しが必要であると考えもの | 52  |     |     | 25  | 0   | 0   | 31  | 0   | 0   | 13  | 121 |
| 継続を可とするもの      | 77  |     |     | 104 | 4   | 4   | 104 | 5   | 5   | 114 | 417 |
| 合 計            | 167 |     |     | 141 | 4   | 4   | 135 | 5   | 5   | 127 | 588 |

◆一斉審査年度の比較

※（ ）内は、対前回増減件数

| 区 分          | H19 | H22      | H25      | H28      |
|--------------|-----|----------|----------|----------|
| 廃止すべきと考えるもの  | 38  | 12（-26）  | 0（-12）   | 0（ 0）    |
| 見直しが必要と考えるもの | 52  | 25（-27）  | 31（+ 6）  | 13（-18）  |
| 継続を可とするもの    | 77  | 104（+27） | 104（ 0）  | 114（+10） |
| 合 計          | 167 | 141（-26） | 135（- 6） | 127（- 8） |



#### ◆削減効果

|          |                                |                    |
|----------|--------------------------------|--------------------|
| 平成 19 年度 | △58,138 千円 (廃止 22 件△32,111 千円, | 縮減 35 件△26,027 千円) |
| 平成 22 年度 | △8,361 千円 (廃止 6 件 △5,227 千円,   | 縮減 7 件 △3,134 千円)  |
| 平成 23 年度 | △4,694 千円 (廃止 2 件 △2,086 千円,   | 縮減 1 件 △2,608 千円)  |
| 平成 24 年度 | △300 千円 (廃止 0 件,               | 縮減 1 件 △300 千円)    |
| 平成 25 年度 | 0 千円 (廃止 0 件,                  | 縮減 0 件 )           |
| 平成 26 年度 | 0 千円 (廃止 0 件,                  | 縮減 0 件 )           |
| 平成 27 年度 | 0 千円 (廃止 0 件,                  | 縮減 0 件 )           |
| 平成 28 年度 | △50 千円 (廃止 0 件,                | 縮減 2 件 △50 千円)     |

**計 71,543 千円 (廃止 30 件△39,424 千円, 縮減 46 件△32,119 千円)**

審査委員会による補助金見直しの効果は廃止 30 件, 縮減 46 件で費用的効果は 71,543 千円の効果があり, 補助金適正化に大きな役割を果たしました。また, 平成 25 年度の審査会以降は, 廃止意見となった補助金はなく, 補助金の内容についても適正化が図られています。

## 6. ひたちなか市補助金制度の今後の在り方

平成 19 年 4 月 10 日に制定した「ひたちなか市補助金等審査委員会設置要綱」により, 識見を有する市民から構成される第三者機関として設置された審査委員会を中心として, 平成 19 年度から 10 年間に渡り, 延べ 588 件の補助金等審査を実施し, うち 50 件について廃止, 121 件について見直しとし, 補助金等の適正化に取り組んできました。

これまでの継続した審査により, 現在は補助すべき公益性や必要性の高い事業・団体への補助金等が存続しています。今後も補助金交付基準に基づいた交付を行うとともに, 補助制度そのものの在り方についても, これまでの審査委員会で提言された以下の内容を反映させながら精査し, 引き続き市民生活の向上につながる適正な補助を実施していきます。

#### ○これまでの審査委員会の中での提言

- ◆少子高齢化や価値観の多様化などにより市民のニーズは変化している。補助の内容, 効果を常に検証し, 同一の補助を漫然と繰り返すのではなく社会情勢にあった補助を真に適正な範囲で行う。
- ◆補助団体が事業内容を見直し自主財源の確保に努めるよう指導・監督し, それでもなお不足する部分について補助を行う。あわせて補助が長期化する団体に対しては補助金に対する意識改革を行っていく。
- ◆補助金の使途について市が責任を持って確認する。
- ◆補助の効果を十分に評価, 検証する。
- ◆補助事業について適正な PR をはかり幅広く公平な機会を提供する。
- ◆補助事業の収支状況はもとより, 補助団体の収支予算決算, 事業計画も考慮し, 団体に対し適正な額を補助する。

---

## 7. おわりに

---

補助金等の見直しに取り組むにあたり、長きに亘り適切なご指導、ご支援をいただきました補助金等検討委員・審査委員の皆様、心から感謝申し上げます。委員への就任要請を快諾いただくとともに、公私共に多忙を極める中、懇篤なる審査やご助言をいただくなど、大変お世話になりました。時には厳しいご指摘やご意見をいただき、事務局としても身の引き締まる思いでありました。

これまでの取り組みは、補助金の整理統合や重点化に結びつくものでありますが、あらためて補助金本来の目的である公益性の観点に立ち返ることで、補助金制度全般をより効率的・効果的かつ適正なものへと変化させることにもつながったと考えます。

市では、委員の皆様からの提言や意見を尊重し、より透明性と公平性、公益性のある補助金制度としていくため、さらに検討を進めてまいります。

今後ともご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。



— 資料編 —

■ひたちなか市補助金等審査委員会委員一覧(敬称略, 順不同)

| 実施年度          |        | 専門分野  | 学識経験者 | 自治会活動分野 |        | ボランティア活動分野 | 会計分野   | 行政分野   |                     |                 |
|---------------|--------|-------|-------|---------|--------|------------|--------|--------|---------------------|-----------------|
| 補助金等<br>検討委員会 | 平成18年度 | 委員長   | 井上 繁  | 副委員長    | 大和田 敬治 | —          | 大畑 まり子 | 安 智範   | 収入役<br>池田 聰         |                 |
| 補助金等<br>審査委員会 | 平成19年度 | —     | —     | 委員長     | 大和田 敬治 | 副委員長       | 下夕村 修  | 大畑 まり子 | 安 智範                | 行政管理課長<br>田中 雅史 |
|               | 平成20年度 | —     | —     | 委員長     | 大和田 敬治 | 副委員長       | 下夕村 修  | 大畑 まり子 | 安 智範                | 行政管理課長<br>黒沢 武男 |
|               | 平成21年度 | —     | —     | 委員長     | 大和田 敬治 | 副委員長       | 下夕村 修  | 大畑 まり子 | 安 智範                | 人事課長<br>木村 茂    |
|               | 平成22年度 | —     | —     | 委員長     | 大和田 敬治 | 副委員長       | 下夕村 修  | 大畑 まり子 | 安 智範                | 人事課長<br>金子 利美   |
|               | 平成23年度 | 渡辺 敦子 | 委員長   | 大和田 敬治  | —      | 副委員長       | 大畑 まり子 | 安 智範   | 人事課長<br>金子 利美       |                 |
|               | 平成24年度 | 渡辺 敦子 | 委員長   | 大和田 敬治  | —      | 副委員長       | 大畑 まり子 | 安 智範   | 人事課長<br>稲田 修一       |                 |
|               | 平成25年度 | 渡辺 敦子 | 委員長   | 三ツ石 喜郎  | —      | 副委員長       | 大畑 まり子 | 安 智範   | 人事課長<br>稲田 修一       |                 |
|               | 平成26年度 | 渡辺 敦子 | 委員長   | 飯島 光則   | —      | 副委員長       | 大畑 まり子 | 安 智範   | 人事課長<br>稲田 修一       |                 |
|               | 平成27年度 | 渡辺 敦子 | 委員長   | 飯島 光則   | —      | 副委員長       | 大畑 まり子 | 安 智範   | 総務部参事兼人事課長<br>稲田 修一 |                 |
|               | 平成28年度 | 渡辺 敦子 | 委員長   | 飯島 光則   | —      | 副委員長       | 大畑 まり子 | 安 智範   | 人事課長<br>藤咲 裕之       |                 |

■各委員の役職等(敬称略, 順不同)

| 氏 名    | 役職等  | 備 考        |
|--------|--|------------|
| 井上 繁   | 常磐大学コミュニティ振興学部教授(H18)                                | 学識経験者      |
| 大和田 敬治 | 自治会連合会会長(H17~H23), 西中根自治会会長(H10~H23), 自治会連合会顧問(H24~) | 自治会活動分野    |
| 大畑 まり子 | 津田げんき会代表   | ボランティア活動分野 |
| 安 智範   | 公認会計士, 税理士, 不動産鑑定士                                   | 会計分野       |
| 下夕村 修  | 自治会連合会理事(H18~H24), 東中根団地自治会会長(H17~H24)               | 自治会活動分野    |
| 渡辺 敦子  | 茨城キリスト教大学生生活科学部教授                                    | 学識経験者      |
| 三ツ石 喜郎 | 自治会連合会会長(H24~H25), 堀口自治会会長(H17~H25)                  | 自治会活動分野    |
| 飯島 光則  | 自治会連合会会長(H26~), 弥生西谷津自治会会長(H17~)                     | 自治会活動分野    |

平成19年4月10日

告示第55号

改正 平成20年3月28日告示第45号

平成21年3月31日告示第43号

(設置)

第1条 市が交付する補助金等（ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）について審査するため、ひたちなか市補助金等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、市長の要請に基づいて次に掲げる事項について審査する。

- (1) 既存の補助金等の継続改竄に関する事項
- (2) その他補助金等の適正な交付のために必要な事項

2 委員会は、前項に規定する事項の審査結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する市民 4人以内
- (2) 人事課長

2 前項第1号の委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課加務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年告示第45号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年告示第43号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。



(趣旨)

第1条 この基準は、補助金等（ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の透明性及び公平性を確保するため、規則第7条第1項に規定する補助金等の交付の適否の決定に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(採択基準)

第2条 補助事業等（規則第2条第2項に規定するものをいう。以下「事業等」という。）に係る補助金等の交付を決定するに当たっては、次に掲げる基準により公益上の必要性を半定するものとする。

- (1) 事業等が補助金等を交付することについて費用対効果が認められること。
- (2) 事業等の目的、視点、内容等が社会経済状況に合致していること。
- (3) 市と市民の役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。
- (4) 受益者が特定の者に偏っていないこと。
- (5) 事業等の促進が市の施策の目的達成につながるものであること。
- (6) 団体においては、会計処理及び使金が適切であり、自主財源の確保を努めていること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業等の目的達成に直接必要とする経費に限定するものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助金等の交付の対象としない。

- (1) 交際費、慶弔費、懇親会費等の経費
- (2) 他の団体等へ行う迂回助成で使金が明確に確認できない経費
- (3) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

(補助率等)

第4条 補助率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 公共的で公益上の必要性が特に高い事業等 補助対象経費の10分の10
- (2) 市と市民が協働で行うべき事業等で市民が中心となって活動を行うもの 補助対象経費の10分の10以内
- (3) 自らの団体等のために行う事業等で市民に及ぼす効果が高いもの 補助対象経費の2分の1以内

2 前項各号の補助率がなじまない事業等に係る補助金等の交付決定に当たっては、単価基準又は合理的な定率により積算されたものにあっては定額より、利子補給に係るものにあっては金利情勢により決定するものとする。

(交付期間)

第5条 補助金等を交付する期間（以下「交付期間」という。）は、3年を期限とする。ただし、ひたちなか市補助金等審査委員会設置要綱（平成19年告示第55号）に定める審査の結果、継続又は見直しの半定を受けた補助金等であっても、必要な見直しを行った上で、3年を限度とし、これを延長することができる。

2 前項ただし書の規定により、交付期間を3年間延長された補助金等は、再び同項ただし書の規定の適用を受けた場合には、再度の交付期間の延長を妨がないものとする。

3 目的が達成された事業等又は目的が達成できないと認められた事業等は、3年を経過する前に補助金等の交付を終了するものとする。

(国県等補助事業の取扱)

第6条 国、県等の補助制度を伴う補助金等の取扱については、国、県等の定める補助要綱等の定めによるものとし、当該補助要綱等に定めのない事項については、この基準の定めるところによるものとする。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例、その他規則等（以下「法令等」という。）に定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び管理等に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が交付する次掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 交付金
- (3) 利子補給金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金のうち市長が指定する給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助金等の交付の決定を受けて、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次掲げるものをいう。

(1) 補助事業者等が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者がその交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、補助金等に係る予算を計上するに当たっては、市の公益を増進し、かつ、市行政の運営上真に必要な場合においてのみ、法令等の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出するように努めるものとする。

2 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

3 前項の規定により、市長は、関係職員をして当該補助事業者等を指導させ、補助事業等の執行状況を常に把握するよう努めるものとする。

(補助事業者等の責務)

第4条 補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容又は市長がこれに付した条件及び指示事項に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行い、補助金等を他の用途で使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子を軽減しないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等を他の用途で使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号で定める給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをい）、同項第2号で定める資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより、不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）させてはならない。

#### （補助金等の交付対象）

第5条 補助金等は、補助事業者等に対し予算の範囲内において、補助事業等の執行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

#### （補助金等の交付申請）

第6条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次掲げる書類を添えて、特別の理由のない限り毎年11月末日まで市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、書類の全部又は一部を提出しないことができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 工事設計図書
- (4) その他市長が必要とする書類

#### （補助金等の交付決定）

第7条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等交付決定審査調書（様式第4号）を作成のうえ、補助金等の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の場合において補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、当該補助事業等の遂行が困難とならない範囲において修正を加えて、補助金等の交付の決定をすることができる。

#### （補助金等の交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第5号）により、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件及び指示事項を付して、当該申請者に通知する。

2 前項の規定による通知は、別に定めがあるものを除き、補助金等の交付の申請があった日から14日以内に行うものとする。

#### （計画変更の承認等）

第9条 補助事業者等は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく補助事業等計画変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、既に決定した補助金等の額を異動を生じない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難になったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の補助事業等計画変更申請書の提出があった場合、又は前項の報告があった場合は、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により、補助金等の交付を変更したときは、補助金等交付決定変更通知書（様式第7号）により、前条第1項の規定による補助金等交付決定通知書に付した条件及び指示事項のほか、必要な条件及び指示事項を付して当該申請者に通知する。

（補助金等の交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者等は、第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件若しくは指示事項に不服があるときは、補助金等の決定の日から20日以内に補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業等の届出）

第11条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事に着手したときは、補助事業等工事着手届（様式第8号）を、当該工事が完了したときは、補助事業等工事完了届（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（完了検査の実施等）

第12条 市長は、補助事業等工事完了届を受理したときは、関係職員をして市事業の例により完了検査を行わせ、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

2 前項の規定による補助金等の確定額が第8条第1項の規定による通知額と相違するときは、市長は、補助金等確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（補助金等の請求）

第13条 補助金等は、補助事業者等が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業等の性質及び補助金等の額を勘察のうえ、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算払若しくは前金払として交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書（様式第10号）に欠く掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等があれば、書類の全部又は一部を提出しないことができる。

(1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し

(2) その他市長が必要とする書類

（補助事業等の遂行等の命令）

第14条 市長は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項等に従って行われていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、補助事業等の計画等に従って遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第15条 補助事業者等は、当該補助事業等を完了し、補助金等の交付を受けたときは、当該年度の出納閉鎖期日の5月末日まで

に、補助事業等実績報告書（様式第11号）に次掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、書類の全部又は一部を提出しないことができる。

- (1) 収支決算書（様式第12号）
- (2) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定は、補助事業等が市の会計年度内に完了しない場合における当該年度に係る補助事業等の実績報告又は補助事業等の中止若しくは廃止について市長の承認を受けた場合、準用する。

（補助金等の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等交付申請書又は補助事業等実績報告書等の書類に虚偽の事実があったとき。
- (2) 補助金等を当該補助事業等の目的以外の用途に充てた事実があったとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項に違反したとき。
- (4) 補助事業等の施行方法が不適当と認められるとき。
- (5) 補助事業等について不正な事実があったとき。
- (6) その他法令等又はこれに基づいた処分を違反したとき。

2 市長は、間接補助事業者等が間接補助金等について前項の規定する事実があると認めるときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金等の返還）

第17条 市長は、第9条第3項又は前条の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等のうち当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第1項の規定により、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長が特に指定するもの

（帳簿等の備付け）

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿書類を備え付け、整備して相当期間保管しておくなければならない。

（立入調査等）

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対し報告を求め、又は関係職員をその事務所、事業場等に立ち入らせ、当該補助事業等又は間接補助事業等に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による関係職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 補助事業者等は、間接補助金等の交付の決定に当たっては、市長が必要に応じて間接補助事業者等に対し報告を求め、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は関係職員をその事務所、事業場等に立ち入らせ、当該間接補助金等に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある旨の条件を付さなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

(補則)

第21条 この規則で定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

付 則 (平成8年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。